

熊本県公報

第 1 1 5 9 3 号
平成 19 年 8 月 29 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 1
○平成 19 年 9 月県議会定例会の招集	(財政課) 1
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(交通・くらし安全課) 1
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 2
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 2
○熊本県中小企業等協同組合法施行規程の制定	(商工政策課) 2
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 3
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課) 3
○道路位置指定	(建築課) 3
○ " " " " " "	(") 3
○小型貨物自動車・2tトラック(阿蘇清峰高校分)の調達にかかる一般競争入札の実施	(管理調達課) 4
○ウイルス対策ソフト等のライセンス調達	(情報企画課) 6
○換地処分	(農村整備課) 8
○ " " " " " "	(") 8
○ " " " " " "	(") 8
○ " " " " " "	(") 9
○建設業法第 29 条の 2 に基づく公告	(監理課) 9
登 載 依 頼	
○第 2 回「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針(仮称)」検討委員会の開催	(交通・くらし安全課) 9

告 示

熊本県告示第 733 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 指定の目的 公衆の保健
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 734 号

平成 19 年 9 月 11 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成 19 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 735 号

熊本県少年保護育成条例(昭和 46 年熊本県条例第 30 号)第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 19 年 8 月 20 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定に

より告示する。

平成 19 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	人妻と愛人 濡れた熱い下腹部 (新東宝) やりたい OL 純ナマで激しく (オーピー) 人妻妊婦の告白 蠍の契り (新日本) 性欲診察 白衣のまま (新東宝) ホスト狂い 渴かない蜜汁 (オーピー) 色情団地妻 ダブル失神 (新東宝) 熟練性技 疼き盛りの女たち (新日本) 姉妹白衣 診察室でエッチ (新東宝) ブログ告白 熟女のエロい尻 (オーピー) 鏡の中の悦楽 (日活) 四十路後家 情交おもらし痴態 (新日本) すけべおばさま 娘の彼と (新東宝)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 736 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
きくどみ 合志市幾久富 1647 番地 62	株式会社幾久富介護支援事業所	平成 19 年 8 月 20 日

熊本県告示第 737 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
きくどみ 合志市幾久富 1647 番地 62	株式会社幾久富介護支援事業所	平成 19 年 8 月 20 日

熊本県告示第 738 号

熊本県中小企業等協同組合法施行規程を次のように定める。

平成 19 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県中小企業等協同組合法施行規程

熊本県知事が所管する中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合に関して、同法及び中小企業等協同組合法施行規則（平成 19 年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号）に基づき行政庁が定めることとされている事項については、中小企業等協同組合法施行規程（平成 19 年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号）の規定の例による。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

公 告

熊本県公告第 709 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンリブ八代
八代市本町一丁目 7 番 59 号
- 2 変更しようとする事項及び変更する年月日
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置
 - イ 駐輪場の位置
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 駐車場の自動車の出入口の位置
 - イ 来客が駐車場を利用できる時間帯
変更前 午前 8 時 30 分から午前 0 時 30 分まで
変更後 午前 8 時 30 分から午前 0 時 30 分まで（一部午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分まで）
 - (3) 変更する年月日
平成 19 年 9 月 1 日（駐輪場の位置変更については平成 19 年 8 月 14 日）
- 3 変更する理由
不法駐車が多いためゲートを設置し、及び駐車枠を見直し利便性の向上を図る。
- 4 届出年月日
平成 19 年 8 月 13 日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
平成 19 年 8 月 29 日から平成 19 年 12 月 29 日まで

熊本県公告第 710 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	南関（南関町）	平成 7 年 3 月 23 日	平成 17 年 5 月 31 日	熊本県

熊本県公告第 711 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 下益城郡富合町大字清藤 404 番地 3
- 2 築造者の氏名 高野光吉
- 3 道路の位置 下益城郡富合町大字清藤字牛間 488 番 1、同 488 番 15 及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 5.00 メートルまで
- 5 道路の延長 107.27 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 8 月 8 日
- 7 指定番号 宇城景建第 23 号

熊本県公告第 712 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 宇土市南段原町 74 番地 1
- 2 築造者の氏名 株式会社中村不動産開発
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字浜田 77 番 9

- 4 道路の幅員 6.01 メートル
- 5 道路の延長 58.15 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 8 月 8 日
- 7 指定番号 宇城景建第 24 号

熊本県公告第 713 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項**(1) 調達物品及び数量**

小型貨物自動車・2tトラック（阿蘇清峰高校分） 1 台

(2) 調達物品の規格及び品質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成 19 年 12 月 7 日（金）

(4) 納入場所

熊本県立阿蘇清峰高等学校

(5) 電子入札に関する事項

本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

その他電子入札に関する事項は、運用基準による。

(6) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。**(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。****(4) 6 の（3）記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。****(5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県立阿蘇清峰高等学校へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。****3 入札参加資格を得るための申請方法等****(1) 申請の方法**

2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-333-2581（ダイヤルイン）

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 19 年 8 月 29 日（水）から平成 19 年 9 月 10 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成20年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成20年7月1日から平成20年7月31日まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、2の(5)に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに、競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
 - (1) 提出期間
平成19年8月29日(水)から平成19年9月13日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後4時30分までとする。
 - (2) 提出場所
5に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5に記載する場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
また、電子入札により参加する者は、(4)の書類を提出する前に運用基準の定めるところにより、提出しようとする書類の目録を電子入札システムで提出すること。
 - (4) 提出書類
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2の(5)を証明する書類(仕様適合証明書)
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2580(ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成19年8月29日(水)から平成19年9月13日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時・場所
ア 電子入札システムによる入札
4の(5)記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム(運用時間:午前9時~午後5時)により入札すること。
入札書受付締切日時 平成19年9月19日(水)午後4時
イ 紙入札方式による入札
日 時 平成19年9月20日(木)午前10時から
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)
ウ 開札の日時及び場所
上記イに同じ。
 - (4) 入札書の提出方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムにより入札する者は、6の(3)のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
イ 紙入札方式の場合
6の(3)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成19年9月19日(水)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札

- イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
 ウ 記名押印を欠く入札
 エ 金額を訂正した入札
 オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 カ くじ番号の記入のない入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
 ケ 二以上の意思表示を行った入札
 コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札保証金
 免除する。
- (4) 契約保証金
 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (5) 落札者の決定方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格
 設定しない。
- (7) 契約の締結
 ア 契約書作成の要否
 要
 イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から 14 日以内とする。
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 714 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
 ウイルス対策ソフト等のライセンス調達 一式
- (2) 調達ライセンスの内容
 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
 平成 19 年 9 月 28 日（金）
- (4) 納入場所
 仕様書のとおり
- (5) 入札方法
 ア 入札金額は、当該ライセンス調達に係る総額とする。
 イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6 の（3）の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 競争入札参加資格確認申請書を平成 19 年 9 月 6 日（木）午後 5 時までに熊本県地域振興部情報企画課管理班に提出し審査を受け、承認を受けた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 8 月 29 日（水）から平成 19 年 9 月 6 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 8 月 29 日（水）から平成 19 年 9 月 6 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
- 熊本県地域振興部情報企画課管理班（県庁行政棟新館 9 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 3083 ダイヤルイン 096-333-2143
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 8 月 29 日（水）から平成 19 年 9 月 13 日（木）までの日（県の休日を除く。）午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 9 月 14 日（金）午後 1 時 30 分から
イ 場所
テレビ会議室（県庁行政棟新館 10 階）
 - (4) 入札書の提出方法
6 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 9 月 13 日（木）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額（当該調達役務の利用期間（1 年間）に係る総額）の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（3）記載の入札の日時

- までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するとき
は、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に
県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保
証証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に
付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、か
つ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落
札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
に限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入
札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入
札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行
者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申
込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 5 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 4 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の
10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当
するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被
保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を
提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する
事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、こ
れらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を
履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 715 号

県営苓北二期地区（西の木葉 1 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を
行った。

平成 19 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 716 号

県営苓北二期地区（西の木葉 2 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を
行った。

平成 19 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 717 号

県営苓北二期地区（西の木葉 3 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を

行った。

平成 19 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 718 号

県営苓北二期地区（西の木葉 4 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 19 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 719 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 の規定に基づき、営業所又は建設業者の所在を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日から 30 日以内に申し出ること。

平成 19 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 営業所又は建設業者の所在が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 有限会社西田工務店
球磨郡あさぎり町岡原南 390
代表取締役 西田 裕二
熊本県知事許可（般-17）第 03370 号
 - (2) 有限会社宮守組
上益城郡益城町安永 559-6
代表取締役 宮守 統
熊本県知事許可（特-17）第 02716 号
 - (3) 株式会社エコロ
熊本市新南部 4-7-38 OM ビル 501
代表取締役 境 徳子
熊本県知事許可（般-15）第 15590 号
 - (4) 長澤工務店
熊本市下南部 2-20-2
代表者 長澤 慶一
熊本県知事許可（般-15）第 15680 号
 - (5) 北斗企画工業有限会社
熊本市清水本町 22-30
代表取締役 光永 典信
熊本県知事許可（般-15）第 13476 号
- 2 申出先
熊本県土木部監理課

登載依頼

「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（仮称）」検討委員会公告第 1 号

第 2 回「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（仮称）」検討委員会を次のとおり開催する。

なお、当委員会の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 19 年 8 月 29 日

「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（仮称）」検討委員会
委員長 古 川 紀美子

- 1 開催日時
平成 19 年 9 月 10 日（月）
午後 1 時から午後 3 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 8 階 801 会議室
- 3 議題
 - (1) 第 1 回検討委員会での提案・意見に対する回答について
 - (2) 熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（仮称）案について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部交通・くらし安全課くらし安全班
(電話 096-333-2293)